

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	宮崎市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月23日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の概要	<p>令和2年(2020年)12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時接種に規定された。これに基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の実施に係る事務及び給付の支給に関する事務を行うものである。</p> <p>【事務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者への各種通知 ・予防接種の実施・予防接種歴の登録、管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ・健康被害救済対象者への給付 <p>個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において取り扱うものとする。</p> <p>【個人番号利用事務】</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者への各種通知に係る業務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 <p>②予防接種法による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 <p>③予防接種証明書の交付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき交付する、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に係る業務
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) <p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二(16の2、16の3の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の2) <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二(16の2、17、18、19の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課
②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン対策課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課(市保健所1階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号0985-41-9384

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	令和2年(2020年)12月9日に「予防接種法及び検査法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時接種に規定された。これに基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の実施に係る事務及び給付の支給に関する事務を行うものである。 【事務の概要】 ・予防接種の対象者への各種通知 ・予防接種の実施・予防接種歴の登録、管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ・健康被害救済対象者への給付 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において取り扱うものとする。 【個人番号利用事務】 ①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の対象者への各種通知に係る業務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ②予防接種法による給付の支給に関する事務 ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務	令和2年(2020年)12月9日に「予防接種法及び検査法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時接種に規定された。これに基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の実施に係る事務及び給付の支給に関する事務を行うものである。 【事務の概要】 ・予防接種の対象者への各種通知 ・予防接種の実施・予防接種歴の登録、管理 ・医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ・健康被害救済対象者への給付 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において取り扱うものとする。 【個人番号利用事務】 ①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の対象者への各種通知に係る業務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ②予防接種法による給付の支給に関する事務 ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 ③予防接種証明書の交付に関する事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき交付する、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に係る業務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による
令和4年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第9条(利用の範囲)別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	重要な変更事項でないため
令和4年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による
令和4年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二(16の2、16の3の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の2) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(16の2、17、18、19の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2)	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による
令和4年6月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策局 新型コロナウイルスワクチン対策局長	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課 新型コロナウイルスワクチン対策課長	事後	重要な変更事項でないため
令和4年6月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策局(市保健所1階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号0985-41-9384	宮崎市健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課(市保健所1階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号0985-41-9384	事後	重要な変更事項でないため